

令和四年十月十一日提出  
質問第六号

国土交通省が平成二十三年六月二十九日に公開した「不燃木材に関する不燃材料の大臣認定仕様との不適合について」に関する質問主意書

提出者 松木けんこう

国土交通省が平成二十三年六月二十九日に公開した「不燃木材に関する不燃材料の大臣認定仕

様との不適合について」に関する質問主意書

国土交通省は、平成二十三年六月二十九日に不燃木材に関するサンプル調査の結果を公開し十件中九件が大匠認定仕様に合致せず性能確認試験でも必要な性能を有していなかったことを今後の対応も含め公表した。

不燃木材の不燃性能確保と確認は、国民の命と財産にかかわる大切な要素であることから不適合と公表された認定の現状について質問する。

一 不適合と公表された不燃木材の内、認定番号NM10750について

1 NM10750の認定書による樹種は、スギ科（スギ属）、ヒノキ科（ヒノキ属、ネズコ属）、マツ科（トガサワラ属、マツ属、トウヒ属、モミ属、カラマツ属、ツガ属）であることから広範囲な樹種になるが発熱性試験成績書ではA体、B体、C体と三種類の試験であり広範囲な樹種毎の試験をしていない。不燃木材の製品は、材質により性能が大きく変化するのではないか。樹種毎の性能の試験をせずに認定した理由について質問する。

2 NM10750の認定書による材の厚さは、十八・〇（マイナス二・〇）mm～五百・〇（プラス五十・〇）mmであるが発熱性試験成績書の試験体の厚さは十八・四mm～十八・七mmであり十八mmで試験をしていない。最小厚さで試験する必要はないか。不燃木材の認定は、不燃性能に対する認定であり認定書の最小厚さで不燃性能確認試験をせず認定した理由について質問する。

3 NM10750の認定書による薬剤量は百三十五（プラスマイナス十三・五）kg/m<sup>3</sup>であるが発熱性試験成績書の試験体の質量：（試験体の大きさ×試験体の厚さ）から単位を一致させて樹種の比重（〇・四五）を引くと試験体Aでは約二百四十kg/m<sup>3</sup>となる。認定書の薬剤量は申請の偽装ではないか。認定書の薬剤量で不燃性能確認の試験を実施したか質問する。

4 NM10750の認定書の薬剤は、含水ほう酸塩と無機りん酸系であるが、無機りん酸系薬剤について短期間での不燃性能劣化を考慮する必要はないか。認定書の薬剤による劣化確認試験を行い確認し認定したか質問する。

二 不適合九件の公開後のこれまでの指示・確認対応と改善状況について質問する。

三 不適合とされた不燃木材の不燃性能可否による結果及び情報は、命と財産を守る観点から消費者に重要

で必要だが消費者庁としてどのような取組みを行っているか質問する。  
右質問する。